

医療法人の社員の退社について

(平成3年10月30日)

(指第70号)

(福岡県弁護士会会長あて厚生省健康政策局指導課長回答)

照会

医療法人は総会の承認または理事長の同意がないことを理由に社員退社を拒否する法的根拠があるかどうかの点につき御教示下さい。

以上。

回答

標記について、平成3年10月14日付福岡県弁照第933号で照会のあったことについては、下記により回答する。

記

医療法人の社員については、社団の医療法人に存在するものであるが、社員の身分は社員総会の承認を得て取得することとなる。出資持分とは、法人の設立時等に出資した額に応じて法人の資産に対して持分相当の財産権を持つというものである。

出資持分を持っている社員が社員資格を喪失した場合は、その持分に相当する資産の払戻しを請求する権利を有することとなる。また、法人が解散した場合についても、残余財産の分配の権限を有することとなる。

しかし、この出資持分については、社員の身分を保持している状況では財産権に対する権限の行使はできないものであり、あくまで社員資格の喪失等の事由が生じた時に限り、払戻しを請求する権利が生じるものである。

また、定款には、必要的記載事項として「社団たる医療法人にあっては、社員資格の得喪に関する規定」を必ず定めることとしている。

つまり、社員が退社する場合は、定款に基づき処理されなければならない、これを拒否する理由に関して医療法等の法的根拠はないものと判断する。